

公募要領該当箇所	質問内容	回答内容	更新日
3.1申請条件	申請主体について、提案時点では設立見込みの状態でしょうか。その場合、選定後いつまでに正式に設立する必要があるか。	提案時点では設立見込みでも構いませんが、事業予算確保が担保されており、事業選定後に提案内容とかけ離れた構成とならないよう十分に注意してください。	2026年5月26日
3.1申請条件	「複数の組織で共同して申請する場合は代表組織を定めるください。」と記載があるが、関係団体同士が書面等で連携を約定している必要はあるか。	書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにいたしましても、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。	2026年5月26日
3.1申請条件	宿泊事業者、備品・製品・設備等を開発する業者、温泉組合、観光協会のいずれの主体であっても応募可能できるのか。	公募要領p3の「3.1申請条件」を満たす主体であれば応募可能です。	2026年5月28日
3.1申請条件	温泉組合や観光協会が申請し、備品・製品・設備等を開発する業者や、実証を行う宿泊事業者と連携して事業を行うことは可能か。	複数の主体での共同提案は可能です。複数の組織で共同して申請する場合は、代表組織を定めてください。なお、公募要領p9-10に記載の通り、連携・共同実施者に対して一部業務の「再委託」を行う場合には、経費として再委託費を計上して申請してください。	2026年5月28日
3.1申請条件	自社だけでなく、デザイン会社等の社外の主体と連携することは評価のポイントとなるか。	社外の主体と連携すること自体は評価ポイントではありません。自社のみで事業の推進が可能な場合は他の主体と連携する必要はありません。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	「宿泊施設（旅館・ホテル等）における滞在価値及び利便性の向上」が事業の目的として掲げられているが、「観光施設」での活用を想定とした備品等は対象となるか。	本事業は「宿泊施設（旅館・ホテル等）における滞在価値及び利便性の向上」に重点をおいており、原則として、宿泊施設内にて設置・利用する備品等の開発・実証を想定しています。そのため、宿泊施設以外（観光施設を含む）での活用を想定した備品等の優先度は劣後となります。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	駅から宿までの送迎の利便性向上に資する取組も事業対象となるか。	本事業は「宿泊施設（旅館・ホテル等）における滞在価値及び利便性の向上」に重点をおいており、原則として、宿泊施設内にて設置・利用する備品等の開発・実証を想定しています。そのため、宿泊施設外のアクセスや体験に関する備品等の優先度は劣後となります。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	複数年度にわたって、一つの課題に対して複数の備品等を段階的に開発・実証する取組は公募対象として想定しているか。	複数年度にわたって、特定の課題に対して複数の備品等を段階的に開発・実証する取組も公募対象として想定しています。但し、公募要領のp18に記載の通り、本事業は単年度ごとの公募に基づき実施するものであり、複数年度にわたる継続的な計画であっても、複数年度の採択を確定するものではありません。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	複数年度の事業も提案可能とのことだが、来年度も公募を予定しているのか。	次年度以降の事業継続に関しては未定です。なお、公募要領p18に記載の通り、本事業は単年度ごとの公募に基づき実施するものであり、複数年度にわたる継続的な計画であっても、複数年度の採択を確定するものではありません。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	既に宿泊施設等に導入している備品について、他の宿泊施設等で実証を行う取組は対象となるか。	既に宿泊施設等に導入実績がある備品等であっても、開発・改良・実証等が伴う場合は対象となります。但し、公募要領p6に記載の通り「既存製品の単なる購入、入替又は設置にとどまり、改良・検証等が伴わない取組」は対象外です。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	既に発売済みの備品等について、視覚障害者、聴覚障害者にも対応できるように改良する場合も事業の対象となるか。	既存の備品等であっても、実証等を通じて、ユニバーサルデザイン、インクルーシブデザイン等へ改良する取組であれば対象となります。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	実証先施設は応募時点で決まっている必要はあるか。実証施設数・実証人数の目安はあるか。	実証内容に応じて必要な実証人数は異なることが想定されるため、実証施設数・実証人数等の下限や上限の設定は行っておりません。開発・実証に必要と考えられる実証施設数・実証人数を「事業計画書」に記載してください。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	実証等を連携して行う宿泊施設が見つからない場合は、事務局から連携先を紹介してもらうことは可能か。	採択決定後、事務局から必要に応じて宿泊施設等の紹介を行うことは可能です。但し、実証内容次第で最適な連携先は変わることが想定されるため、確実な紹介を確約できるわけではありません。また、開発実証の実現可能性については、提案内容の審査における評価項目の一つとしております。このため、実証を連携して実施する宿泊施設について、既に協力の意向が確認できている場合や、具体的な調整が進んでいる場合には、実証の実施体制や実現可能性を担保する要素の一つとして評価します。	2026年5月28日

3.2募集する事業内容	事業実施期間中に実証等の対象となる備品等を一般販売することは可能か。	事業実施期間中の販売活動を制約する予定はありません。但し、公募要領p6に記載の通り、「実証を伴わず、構想、調査、広報又は販売促進のみを目的とする取組」は対象外となります。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	ユニバーサルツーリズムに関するユーザーニーズを検証するためのアンケートアプリは事業対象となるか。	本事業は「宿泊施設（旅館・ホテル等）における滞在価値及び利便性の向上」に重点をおいており、原則として、宿泊施設内にて設置・利用する備品等の開発・実証を想定しています。そのため、ご提案の内容の優先度は劣後となります。また、公募要領のp12に記載の通り「④ 情報システムの設計、構築（ホームページの作成を含む）又は運用に関する経費」は対象外です。	2026年5月28日
3.2募集する事業内容	モニターに宿泊施設へ宿泊してもらい、備品等の有効性等を検証する場合、その宿泊費も対象経費となるか。	公募要領p4に記載のとおり、本事業では「②当事者、介助者、受入側施設職員等（以下、当事者等という。）の参画を組み込みつつ、開発又は改良した内容について実際の利用場面を想定した実証を行い、その有効性、課題及び改善点を検証すること。」を求めています。ここでいう「参画」とは、備品等の開発にあたり、申請主体等の役員や従業員、委託先その他の利害関係者を除く第三者が、実際の利用環境下における検証及び評価を行うために主体的に参加することを指します。また、公募要領p19に記載のとおり、当事者等の参画は「単なる意見聴取」ではなく、できる限り多様な利用者にとって使いやすく、かつ宿泊施設等における空間価値、意匠性、旅情及びホスピタリティを損なわないような備品等の開発・改良に資するものとして実行いただきたく、備品等の改善に向けて適切な参画方法をご検討の上、事業計画書に明記ください。 なお、宿泊については、公募要領p4に記載のとおり、単に宿泊施設の利便性等を向上させるものではなく、あくまで備品等の開発又は改良に向けた実証の実施にあたって真に必要な場合のみ対象となります。宿泊を伴わなければ検証が困難である等の理由や必要性を十分に精査した上で、事業計画書に明記ください。 ※公募要領p14に記載のとおり、採択に当たっては、実施内容、実施体制、成果物、経費配分その他必要な事項について条件を付す場合や、提案内容の一部見直し又は経費の減額を条件として採択する場合がありますこと、予めご了承ください。	2026年6月4日
3.3. 実証事業の実施に付随する業務	公募要領p8「（3）事業計画書及び事業実施報告書の作成」の「事業実施報告書では、実証内容を客観的に確認できるよう、写真ではなく、動画等を用いることで「動的な整合性」を記録し、成果物として提出していただきます。」との記載に関して、浴室やトイレ内での実証等、動画等の撮影が難しい場合にはどのように対応すればよいか。	事業実施報告書における成果の記載方法は、各事業者の事業計画書の内容を踏まえ、個別に調整することを予定しています。実際の利用シーンの撮影等が難しい合理的な理由がある認められる場合は、着衣の状態での模擬動作の様子撮影など、代替手法での成果の取りまとめも可能です。	2026年5月28日
3.4経費について	対象経費の項目は全て申請しなければならないのか。	本事業を行うために必要な項目のみの申請で構いません。	2026年5月26日
3.4経費について	過去に国の調査事業等に申請したことのある事業も応募可能か。	申請可能です。 ただし、対象となる事業は公募要領に記載した条件を満たしたものです。また、既に提供されている製品・サービス等を活用し、新たな実証を行う場合、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。	2026年5月26日
3.4経費について	事業期間内で実施される実証について、事業期間終了後の令和9年度以降も、観光庁や事業事務局を介さずに個別に実証先との契約等を行うことが求められるか。	特に求めません。	2026年5月26日
3.4経費について	実証事業等の経費を令和9年度以降へ繰り越して国費で負担してもらうことは可能か。	実証事業等の経費を、令和9年度以降へ繰り越して国費で負担することはできません。	2026年5月26日
3.4経費について	観光庁以外の国の補助事業との切り分けも必要かどうか。	同一の事業に対して様々な主体からの補助金が入ることは認められておりませんので、別事業として切り分けてください。	2026年5月26日
3.4経費について	経費予定額については事業計画提出時は概算で問題ないか（見積書の提出は不要か）。	採択後に実証内容・計画とともに再度精査することで内容が変わりうるため、申請時点では見積書の提出は不要。 なお、概算で記載していた事項を必ずしも経費として認めるわけではなく、本実証をより良いものとするために観光庁及び事務局より調整を入れることがあります。	2026年5月26日

3.4経費について	事業終了後の事業経費の振り込み先は、代表機関宛てとなるでしょうか。もしくは、代表機関以外を振り込み先としてご依頼してもよろしいでしょうか。また、複数の振込先とそれぞれの振込金額を指定することは可能でしょうか。	審査を経て採択となった場合には、事業事務局と速やかに委託契約を締結いたします。振り込み先は、委託契約先となります。また、複数の振込先とそれぞれの振込金額を指定することはできません。	2026年5月26日
3.4経費について	精算時に領収書は必須か。例えば請求書のみで精算は可能か。	支払いを確認できる領収書等がなければ、取組に係る経費の精算はできません。ご留意の上、応募をご検討ください。経費の精算に当たっては、選定後に提示される別途定めるマニュアル等に沿った事務処理対応をしていただくこととなります。詳細は、実証事業選定後に事業実施者に別途伝達します。	2026年5月26日
3.4経費について	本事業の開始前に既に開発に着手しているが、現時点では社外に公開していない備品等は対象になるか。また、対象になる場合、当該備品等の開発に要する人件費や材料費は経費の対象とすることは可能か。	本事業の開始前に既に開発に着手している備品等であっても、さらに事業期間中に追加の開発・実証を実施する場合は対象となります。本事業期間中に実施した開発・実証に要する人件費等は経費として計上可能ですが、事業開始前に生じた人件費等を遡って請求することはできません。	2026年5月28日
3.4経費について	「人件費・賃金」として、実証に参画する当事者への謝金を含めることは可能か。	本事業における「人件費」とは、本事業に直接従事する者に対して支払われる給与、賃金等の経費を指します。そのため、申請主体に雇用されている役員・社員・職員等が本事業に係る業務に従事した時間についてのみ、人件費を計上することができます。したがって、雇用関係にない外部協力者等への謝金等は人件費として計上することは認められません。外部協力者等への謝金等は原則として「謝金」として計上してください。	2026年6月4日
3.4経費について	「再委託費」には上限比率があるか。	公募要領のp11に記載の通り、実証事業の主たる部分（企画・取りまとめ等）の委託は不可としますが、再委託費の上限比率はございません。	2026年6月4日
3.4経費について	実証に参画する当事者の宿泊費はどの項目に計上するか。	宿泊については、公募要領p4に記載のとおり、単に宿泊施設の利便性等を向上させるものではなく、あくまで備品等の開発又は改良に向けた実証の実施にあたって真に必要な場合のみ対象となります。宿泊を伴わなければ検証が困難である等の理由や必要性を十分に精査した上で、事業計画書に明記ください。 開発又は改良した内容について、実際の利用場面を想定した実証のために当事者等に宿泊していただく場合に、実証事業等を行うために必要な経費として、費目を明示したうえで「その他諸経費」の項目に計上いただけます。 宿泊費に夕朝食代が含まれる場合も、「宿泊費・食費」として費目を明示した上で、「その他諸経費」に計上ください。 ただし、金額は国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の基準額に準じたもののみ支援対象とします。基準額を超える場合には、監査等で内容を確認の上、お支払い金額が減額となる可能性がございます。 基準額につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二の宿泊費基準額（職務の級が10級以下の者を参照）を参照ください。 https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045#Mpat_2 なお、実証事業等を行うために必要な謝金は「謝金」として計上ください。 ※公募要領p14に記載のとおり、採択に当たっては、実施内容、実施体制、成果物、経費配分その他必要な事項について条件を付す場合や、提案内容の一部見直し又は経費の減額を条件として採択する場合がありますこと、予めご了承ください。	2026年6月4日
4.1選定基準	選定基準は公開されていますが、項目ごとの配点は具体的にどのようなものか。	公平性の観点から、選定基準に関する詳細は公開しておりません。事業実施者の選定については、専門家により構成される選定委員会が判断します。	2026年5月26日
4.6実証事業の申請方法	申請書の記載ボリュームの指定はあるのか。	申請書各シートについて、A4サイズでの印字に耐えうる分量で記載ください。	2026年5月26日

5.1申請内容等について	応募の段階で、実証先施設・共同実施者・協力団体・当事者参画先等との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整中である場合は、その旨を申請書に記載してください。 調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。	2026年5月26日
--------------	--	--	------------